平成２１年（フ）第５５０号
神奈川県座間市ひばりが丘２丁目29番11号
債務者　石井　　実
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月４日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第５５１号
神奈川県相模原市東橋本３丁目３番27号　東橋本マンション309
債務者　奥住真由奈
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月４日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第５５４号
神奈川県座間市栗原中央４丁目15番10号　ニューライフ座間栗原寮
債務者　小川　　潔
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月４日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第５６２号
神奈川県相模原市矢部３丁目18番８号　プラザ矢部203
債務者　小原　　武
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月４日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第５６３号
神奈川県相模原市矢部３丁目18番８号　プラザ矢部203
債務者　小原　公子
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月４日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第５７８号
神奈川県相模原市田名10471番地５
債務者　宮入　　格
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月４日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第５８１号
神奈川県座間市東原１丁目６番20―405号　ニュー栗原ハイツ
債務者　宮村　明広
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月４日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第５８２号
神奈川県座間市東原１丁目６番20―405号　ニュー栗原ハイツ
債務者　宮村　夕映
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第２１６号
広島県福山市多治米町４丁目31番19号
債務者　桑田　律男
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第３６９号
広島県福山市新市町大字新市445番地１　和田アパート２Ｆ１号、前住所広島県福山市神辺町字湯野1063番地
債務者　河相美喜子
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第３９０号
広島県福山市三吉町１丁目９番16号
債務者　楢崎　浩昭
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第３９９号
広島県福山市引野町字中曽根272―11、住民票上の住所広島県福山市引野町272番地11
債務者　田中　和清
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第２０６号
栃木県小山市大字横倉新田316番地４　グランディールＢ棟101号室、従前の住所埼玉県狭山市大字南入曽616番地の１　第３コーポ栗原203
債務者　佐藤　伸一
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午後２時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第２０８号
栃木県小山市花垣町１丁目13番２号　ゼロ・ジー・ブロック318号室
債務者　齊藤　正之
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午後２時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第２１５６５号
東京都大田区西蒲田１丁目２―12―402
債務者　山下日出喜
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部